

京都市告示第304号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年7月22日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
久世20号線	南区久世大藪町304番地の1地先から 同町336番地地先まで	旧	メートル 69.60	メートル 3.20 ~ 15.01
		新	71.40	3.31 ~ 15.01

(建設局土木管理部道路明示課)